

運 營 規 程

(短期入所療養介護・
介護予防短期入所療養介護)

短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕の運営規程

第1条（趣旨）

この規定は、介護保険法及び介護老人保健施設の施設及び設備・人員並びに運営に関する基準（省令）に基づき、介護老人保健施設光乃里（以下「施設」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（施設の目的）

この施設は、要介護、予防介護と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者に対し適正な短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕を提供することを目的とする。

第3条（施設の運営方針）

この施設は、「病める・苦しい・弱い人々（寝たきりや病弱、身体的不自由等の高齢者）」の欲する一杯の水をその人々に差し上げるサービスの精神を原点とする。御高齢者の医療ニーズ等に応えるため、御高齢者にふさわしい、明るく、家庭的な雰囲気の中で、リハビリテーション・看護・介護を中心とした医療ケアと生活サービスを一体的に提供することにより、要介護、要支援の御高齢者が生きがいを持って生活を送っていただけるとともに、地域や家庭との結びつきを重視密着した施設運営を行う。

第4条

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 光乃里 |
| (2) 開設年月日 | 平成5年3月17日 |
| (3) 所在地 | 熊本県熊本市南区城南町今吉野 1020 |
| (4) 電話番号 | 0964-28-8000 |
| FAX番号 | 0964-28-8001 |
| (5) 管理者 | 井上 佳子 |

第5条（施設の職員体制）

当施設の職員の職種、員数及び職務内容は、介護老人保健施設の人員に関する基準（基準省令第二条）に基づき、入所定員及び入所者の状況に応じて適切に置するものとする。

	常勤	職務内容
医師	1名以上	健康管理、保健指導、施設内診療
看護職員・介護職員	24名以上	看護・介護及び保健衛生業務
(看護・介護職員の配置について：看護職員は2/7程度、介護職員は5/7程度を配		

薬剤師（非常勤）	1名以上	調剤業務
理学療法士又は作業療法士	1名以上	機能回復訓練業務等
管理栄養士（栄養士）	1名以上	栄養及び食事の管理指導
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成
支援相談員	1名以上	相談援助業務
事務職員	必要数	庶務及び経理事務、請求事務

第6条（事業の内容）

事業の内容は次のとおりとし事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし法定代理受領サービスは1割の額とする。

1. 利用者の対象者は利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病・冠婚葬祭・出張等の理由、又は利用者の家族に身体的及び精神的な負担の軽減等図るために一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
2. 利用者はこの施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護・その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
3. 概ね連続する4日以上にわたり継続して入所する利用者については短期入所療養介護計画の立案・リハビリテーション計画の立案を、施設利用者及びその家族と話し合いながら作成することとする。
4. 従事者は事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について説明を行う。

第7条（利用料金）

施設の利用料（介護保険制度では要介護認定による要介護度の程度によって利用料金が異なります）

- ・介護保険施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示額の1割または2割および3割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には、介護保険報酬告示上の額の支払いを受けます。

① 食費

利用者負担第1段階の方	300円（日額）
利用者負担第2段階の方	600円（日額）
利用者負担第3（1）段階の方	1,000円（日額）
利用者負担第3（2）段階の方	1,300円（日額）
利用者負担第4段階の方	1,445円（日額）
（朝食 301円 昼食 461円 夕食 683円）/日	

② 居住費

（多床室）

利用者負担第1段階の方	0円（日額）
利用者負担第2・3段階の方	430円（日額）
利用者負担第4段階の方	437円（日額）

(従来型個室)

利用者負担第1段階の方	550円(日額)
利用者負担第2段階の方	550円(日額)
利用者負担第3段階の方	1,370円(日額)
利用者負担第4段階の方	1,728円(日額)

③ その他の料金

・特別室利用料(1日当たり)

1人部屋(TV・冷蔵庫付) 1,000円/1日

2人部屋(冷蔵庫付) 300円/1日(1人につき)

・理美容代は、カット1,500円(消費税込み)となります

・電気代は電気器具 1個につき1日 100円+消費税となります

・抗原検査費 1,500円

(当施設では、感染症予防および安全な療養環境の維持のため、入所時または必要と判断した場合に、本人または家族へ説明し同意を得たうえで、希望に応じて抗原検査を実施します。)

・短期入所サービスにおいて、利用開始当日にキャンセルがあった場合、既に食事の準備等が行われていることから、食事代相当分として1,000円をキャンセル料としてご負担いただきます。

(ただし、利用者の体調不良や急な入院等、やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。)

・その他 信義誠実の原則に基づき決定します

第8条(理美容サービス)

理美容室の利用日は原則として月に2回とする。

第9条(送迎について)

- ・送迎範囲は、熊本市南区：城南町、富合町、川尻、御幸笛田、画図、上益城郡：嘉島町、御船町、宇城市：松橋町、豊野町、小川町、不知火町宇土市(長浜町より西側は除く)

第10条(施設利用にあたっての留意点)

面会

- ・面会時間は、午前10時から午後6時迄。時間外及び休日の面会は、夜間出入口を使用し出入りする。
- ・面会者は、刃物・火気等の危険物や酒類の持ち込みは出来ない。また食中毒予防上、或いは入所者の状態により持ち込み品を制限することもあります。
- ・家族以外の面会で、物品販売、サービス提供、政治・宗教的勧誘を目的とした面会等は出来ません。
- ・家族の面会時は、入所者の異常の発見・衣類等の整理整頓に協力して頂きます

す。

買い物について

- ・銀行や郵便局は、求めに応じて職員が代行することもある。
- ・食料品の購入は、健康管理や衛生上制限することがある。

電話・手紙等

- ・電話を掛ける場合は、施設内の公衆電話を使用してもらう。
- ・電話の取り次ぎは、午前9時から午後6時まで。緊急の場合はこの限りではない。
- ・手紙等を出す場合は、事務室に出してもらう。

物品の持ち込みと管理について

- ・生活に必要な最小限の物を持ち込むようにする事とします。
- ・衣類やその他の私有物には全てに名前を記入する事とします。また酒類・火気類、及び刃物等危険物の持ち込みは禁止します。
- ・身だしなみは、さっぱりと綺麗にして他の人に不快感をあたえないように、いつも清潔にし、洗面や手洗いを励行する。

火災予防について

- ・施設内でのタバコの喫煙は禁止します。
- ・ベッド周辺の整理整頓に心掛け、気持ちよい部屋にし、緊急時に避難しやすい環境にしておく。
- ・防災訓練に参加し、防災意識の高揚に努め、発生時には職員の指示に従ってもらう。

第11条（非常災害対策）

この施設が災害時に自力避難が困難な者を入所対象としていること等の特有の事情を考慮し、非常災害に備えて消防計画を策定し、防火及び消火設備の保守点検、救助、消火、通報等の訓練を定期的に行う。

- ・防災設備 スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯・誘導標識・防火ドア・自動火災報知設備・非常通報装置・非常電源等の諸設備。
- ・防火訓練 年2回

第12条（禁止事項）

当施設では、多くの方に安心してご利用いただけるように、利用者自身及び利用者への「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止する。

第13条（記録）

- ・当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5間保管する。
- ・当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）

に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じる。

第 14 条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、家族から同意を得る、又、熊本市の条例に従って翌月の 10 日迄に熊本市高齢者支援部介護事業指導課まで報告することとする。

第 15 条（虐待の防止等）

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
4. 虐待防止に関する対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待防止に関する業務を統括する担当者を定めるものとする。

第 16 条（褥瘡対策）

当施設は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別紙）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第 17 条（秘密の保持）

1. 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくは、その家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行います。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所等への情報提供、或いは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供を行う。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- ③ 前項にかかげる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

第 18 条（緊急時の対応）

1. 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場

- 合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
 3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

第19条（要望又は苦情等の申出）

1. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ① 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）担当者

担当者職	介護支援専門員	支援相談員
窓口電話番号	0964-28-8000	
FAX	0964-28-8001	

担当者不在の場合は、事務長が対応し相談及び苦情の内容を必ず介護支援専門員に引き継ぐよう徹底する。

第20条（賠償責任）

1. 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとする。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとする。

第21条（利用契約に定めのない事項）

この規定に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとする。

第22条（ハラスメントの禁止）

1. 入所者及びそのご家族、その他関係者は、当施設の職員又は他の入所者に対し、以下の行為を行ってはなりません。
 - ① 暴力、暴言、威嚇、脅迫、侮辱的な言動、性的言動やその他ハラスメントに該当する行為
 - ② 契約で定められた範囲を超えるサービスの強要、不当な長時間の拘束
 - ③ 当施設又は職員に関する偽の風説の流布やSNS等での誹謗中傷
 - ④ その他当施設の業務運営を著しく妨げ、職員又は他入所者の尊厳を侵害する行為
2. 前項に違反する行為があった場合、当施設は、事実関係を確認し、行為の是正を求めることがあります。是正がなされず、信頼関係が著しく損なわれ、

契約の目的を達成することが困難となった場合、または特に悪質な場合には、契約を解除させていただきます。

3. 当施設は、第1項の行為に対し、必要に応じて警察その他の関係機関に通報又は相談を行う場合があります。

附則

- この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 5 年 11 月 22 日から施行する。
- この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。
- この運営規定は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
-